

3. 健康保険証としての活用

3-1. ICカードの機能を使用した医療保険資格の確認プロセス

3-1-1. 医療保険の資格確認の要件

正しい取扱者が、正しい社会保障カード(本章では単に「カード」と略す)から取得した本人識別情報に基づいて資格確認の要求を行い、正しい中継DBが正当性を確認した本人識別情報を元に保険者に問い合わせた結果を通知する必要がある。

3-1-2. 本人による医療保険の資格確認について

本人がカードを用いて医療保険の資格確認を行う場合には、暗証番号による本人確認と、カード内に格納された暗号鍵の存在を確認することによって、正しい取扱者(本人)により正しいカードを用いた確認が行われていることを確認するものとする。(図3-1-2-1)

本人が自宅等のパソコン、公衆端末等からアクセスして資格を確認するケースや、医療機関に設置された自動受付機にて利用するケースが相当する。

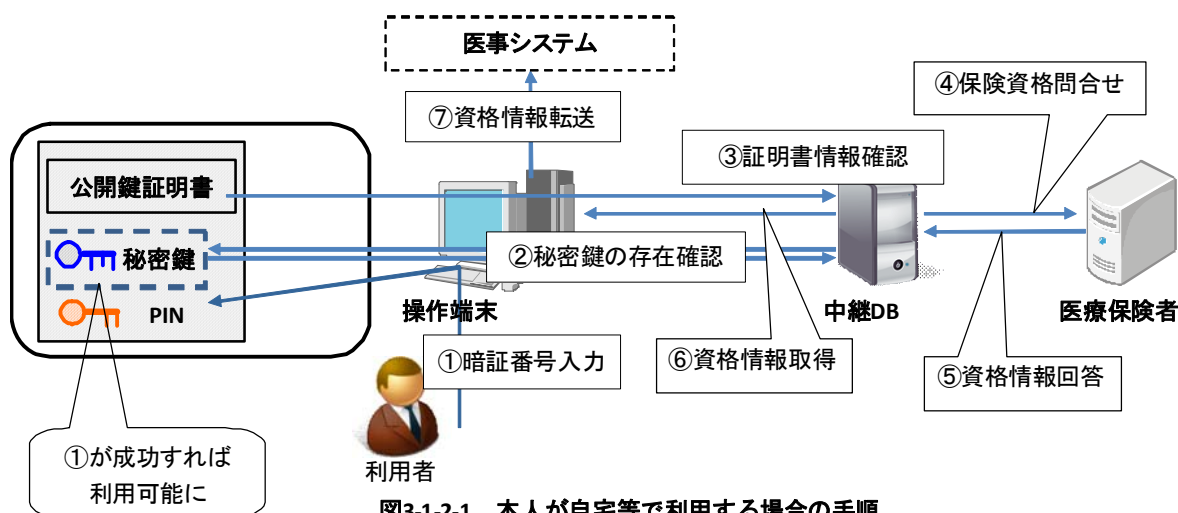


図3-1-2-1 本人が自宅等で利用する場合の手順

3-1-3. 医療機関における医療保険の資格確認について

医療機関にて被保険者本人が提示したカードを用いて医療機関職員が医療保険の資格確認を行う場合には、暗証番号を入力できないことが想定されるので、

- ① 医療機関職員が、券面の情報により正しいカードであること、及び提示した本人のカードであることを確認する
 - ② 中継DBが医療機関職員を確認する
- という手順により、現状の被保険者証と同様の手続きによって資格確認を実現するものとする。

この場合②を実現する方法は以下の2つが考えられる。

- ・医療機関職員を中継DBが確認する（図3-1-3-1）
- ・医療機関のシステムが職員の認証を行い、中継DBが医療機関の認証を行う（図3-1-3-2）

暗証番号の入力を求めないことから現在の被保険者証と同様にカードを他人に貸与し、貸与された者が成りすましてカードを使うような場合が想定されるので、医療機関等の窓口での本人確認の厳格さが求められる。

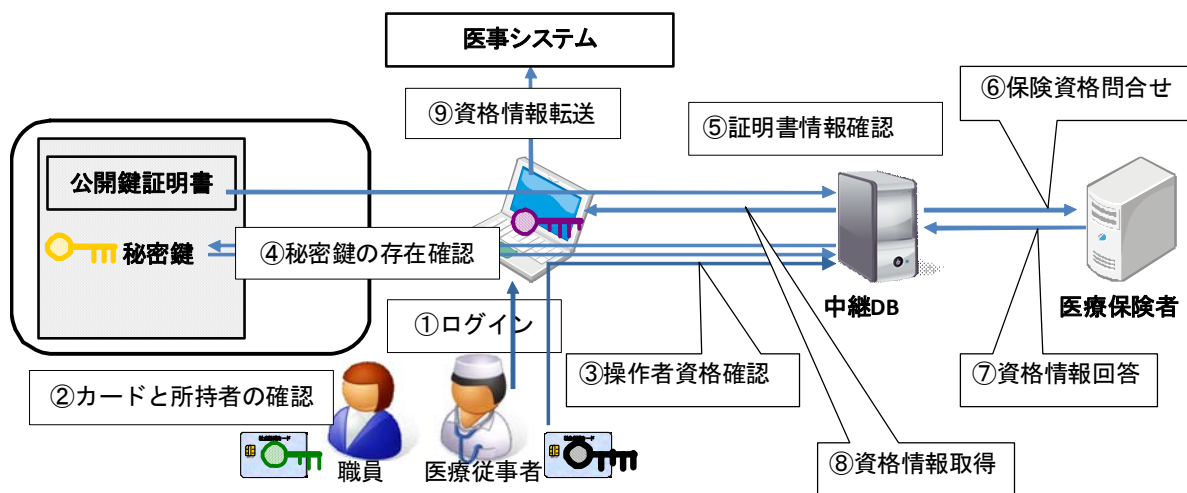


図3-1-3-1 医療機関の取扱者を中継DBが認証する場合の医療保険の資格確認手順

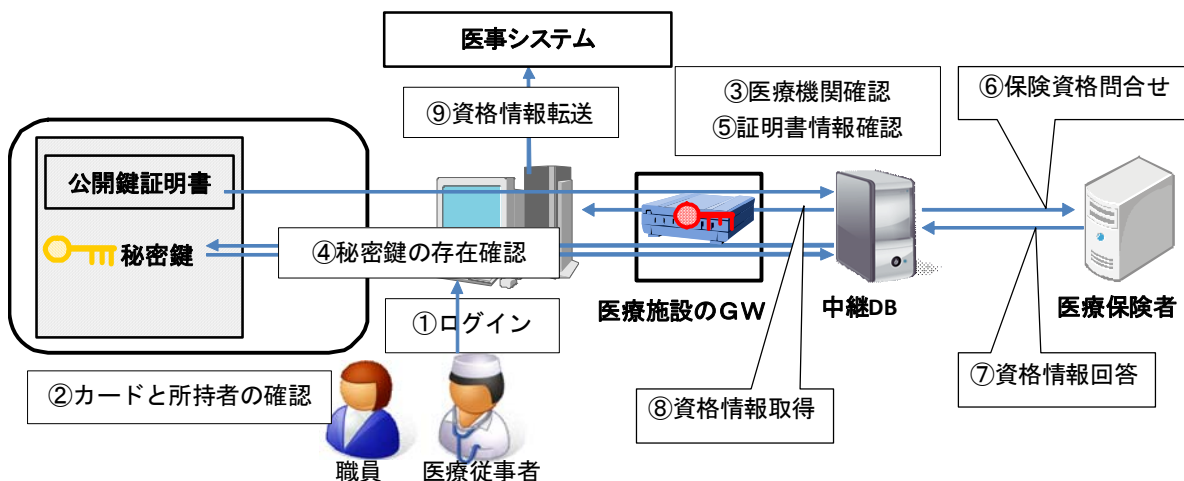


図3-1-3-2 医療機関のシステムが取扱者を認証する場合の医療保険の資格確認手順（鍵確認あり）

本人の管理する暗証番号を利用せずに医療資格の確認を行う場合には、暗証番号によって本人確認を行う場合と比較して本人確認の程度が異なる。そのため、年金情報など他の社会保障情報への不正なアクセスを防ぐために、暗証番号を入力しないで確認する秘密鍵と暗証番号を入力して確認する秘密鍵は区別する必要がある。

実施に当たっては、暗証番号の入力を必要とする PKI¹の仕組みと、暗証番号の入力を必要としない PKI の仕組みをカード上の機能として持つことを検討する必要がある。前者は、被保険者自身が暗証番号の確認をうけて社会保障情報の閲覧を行う場合など汎用的に利用できるが、後者は、医療機関職員の認証を担保とした医療保険の資格確認の要件を満たすための専用の機能となる。

3-1-4. カード内の本人識別情報について

カード内に格納されている本人識別情報は、電子署名によって保護されている公開鍵証明書関連情報とする。受け取った中継DB側が検証し、正しい識別情報か、そうではないのか確認できるものとする。

2-3で記載した「案5」の採用理由によるものである。

¹ PKI : Public Key Infrastructure (公開鍵基盤) は、電子署名 (デジタル署名)、電子認証、親展 (暗号化) を実現するための公開鍵暗号を利用したセキュリティ基盤